

# 津市合理化事業計画

(令和3年3月 変更)

令和3年3月

津 市



はじめに

本市では、生活排水対策となる下水道等の普及に伴い、下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法（昭和50年法律第31号。）の趣旨を踏まえ、平成20年3月に津市合理化事業計画を策定し、平成22年3月に平成22年度から平成31年度（2019年度）までの10年間の基本的な計画期間とする変更を行い、令和2年（2020年）3月に計画期間を令和11年度まで10年間延長する変更を行いました。

本計画は、円滑に合理化事業を実施するため、平成18年1月1日の市町村合併前の旧市町村の区域を基本として次のとおり地域別に計画内容を記載しています。

区分	対象地域	計画期間	備考
第Ⅰ編	津地域	平成23年度～ 令和11年度	平成15年度旧計画策定
第Ⅱ編	久居地域	平成22年度～ 令和11年度	平成20年度旧計画策定
第Ⅲ編	安芸美地域	平成22年度～ 令和11年度	令和元年8月に芸濃地域、美里地域及び安濃地域を統合 ・芸濃地域 平成17年度旧計画策定 ・美里地域 平成17年度旧計画策定
第Ⅳ編	香良洲地域	平成22年度～ 令和11年度	平成17年度旧計画策定
第Ⅴ編	一志地域	平成24年度～ 令和11年度	
第Ⅵ編	白山地域	平成24年度～ 令和11年度	
第Ⅶ編	美杉地域	平成25年度～ 令和11年度	

# 津市合理化事業計画 目次

第Ⅰ編	津地域	
	事業計画	1
	別表Ⅰ-1～Ⅰ-3	6
第Ⅱ編	久居地域	
	事業計画	9
	別表Ⅱ-1～Ⅱ-3	14
第Ⅲ編	安芸美地域	
	事業計画	17
	別表Ⅲ-1～Ⅲ-3	22
第Ⅳ編	香良洲地域	
	事業計画	25
	別表Ⅳ-1～Ⅳ-3	30
第Ⅴ編	一志地域	
	事業計画	33
	別表Ⅴ-1～Ⅴ-3	38
第Ⅵ編	白山地域	
	事業計画	41
	別表Ⅵ-1～Ⅵ-3	46
第Ⅶ編	美杉地域	
	事業計画	49
	別表Ⅶ-1～Ⅶ-3	53

第 I 編 津地域

## 1 目的

津地域の下水道の普及により、一般廃棄物（し尿及び浄化槽汚泥）収集運搬業務は大きな影響を受けている中で、その対処は経営努力を基本としますが、下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法（以下「合特法」という。）の趣旨に基づき、本市においては、その経営に影響を与えると予測される時期において支援策を実施し、将来にわたりし尿及び浄化槽汚泥の適正な処理を確保するとともに、一般廃棄物（し尿及び浄化槽汚泥）収集運搬業者の業務の安定を保持することを目的として本計画を策定します。

## 2 津地域の状況

本地域は、本市の東部エリアに位置します。

本地域の面積は、東西 13.7km、南北 18.6km、総面積約 101.89k m<sup>2</sup>の広がりを持ち、平成 30 年度末の人口は、157,747 人となっています。

## 3 一般廃棄物（し尿及び浄化槽汚泥）収集運搬業の沿革及び現在の状況

本地域では、し尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬について、許可制をとっており、別表 I-1 に掲げる 3 業者に許可しています。

本地域におけるし尿の収集・運搬業務については、昭和 47 年 11 月から区域割指定制度を設け、本地域内を 4 ブロックに分け 4 業者（株式会社津市環境公社、三重興業株式会社、株式会社フレンドサニタリー、株式会社朝日管清興業）により実施してきた中、三重興業株式会社が平成 30 年 3 月 31 日をもって業務転換（廃業）して以降は 3 業者により実施しています。なお、三重興業株式会社の許可区域であった区域は、本地域内の残る 3 業者に区域割りし実施しています。汲取り手数料については、その集金業務を収集・運搬業務から分離し、津環境整備事業協同組合において実施しています。

また、浄化槽汚泥の収集・運搬業務については、浄化槽清掃業の許可業者（し尿の収集・運搬許可業者に同じ）が浄化槽の清掃を行った際に生じた汚泥を運搬しています。

本地域のし尿及び浄化槽汚泥の処理量は、平成 30 年度実績値で 54,552k1 となっています。

## 4 下水道整備の見通し

本地域の公共下水道普及率は、平成 30 年度末で約 47.6%となっています。

今後は、津市下水道事業基本計画に基づき、順次公共下水道事業を進め、令和 9 年度で約 59.0%の公共下水道普及率を目指しています。

なお、本地域の集合処理区域では公共下水道事業のほかに農業集落排水事業及び共同汚水処理施設事業を実施しています。

また、集合処理区域外は合併処理浄化槽による個別処理区域となっており、特定地域生活排水処理施設事業（市営浄化槽事業）を進めています。

#### 5 一般廃棄物（し尿及び浄化槽汚泥）収集運搬業の経営の見通し

本地域では、し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬は許可を受けた業者により実施されていますが、別表 I-2 のとおり、津市下水道事業基本計画に基づく公共下水道の普及及び農業集落排水事業の実施により、し尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬業者は影響を受け、業務の縮小又は廃止を余儀なくされると予測されます。

#### 6 合理化事業の内容

##### (1) 目標

本地域におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬に係る事業者について、下水道の整備により影響を受けることが予測されることから、合特法が目的とする事業者の経営の近代化と規模の適正を図るため、「合理化問題に関する基本協定」及び「ガイドライン」（平成 11 年 3 月 24 日）に基づき、支援策を実施します。

##### (2) 対象

別表 I-1 に掲げる許可業者を対象とします。

##### (3) 実施期間

平成 23 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日までの 19 年間とします。

##### (4) 支援策

本地域において、下水道の整備に伴い業務の縮小又は廃止を余儀なくされる一般廃棄物（し尿及び浄化槽汚泥）収集運搬業者に対し、次の支援策を実施します。

- ア 一般家庭ごみ収集運搬業務
- イ 農業集落排水処理施設維持管理業務
- ウ くるりんペーパー収集運搬配布業務
- エ 市営浄化槽保守点検業務
- オ 市廃棄物収集運搬業務
- カ マンホールポンプ設備運転維持管理業務
- キ 公共施設浄化槽保守点検業務
- ク その他支援業務

##### (5) 支援額の算定

三重県の「合理化問題に関する基本協定」及び「ガイドライン」（平成 11 年 3 月 24 日）に基づき、以下のとおり支援額の算定を行います。

ア 下水道への直結件数

本地域における、浄化槽及びし尿から下水道への直結件数は別表 I-2 のとおりです。

なお、算定の始期は、「ガイドライン」（平成 11 年 3 月 24 日）のとおりに平成 10 年度とします。

イ 支援額の算定方法

支援額は、下水道への直結件数を基礎として、1 件あたりの年間平均処理単価にて算出した額とします。

【浄化槽】

<平成 10 年度から令和元年度まで>

- ・ 業務減少量：下水道への直結件数
- ・ 1 件当たりの年間平均浄化槽汚泥取扱量：2 キロリットル/年
- ・ 1 キロリットル当たりの平均処理単価：15,000 円/キロリットル
- ・ 下水道への直結 1 件当たりの支援基礎額：2 キロリットル/年×15,000 円/キロリットル=30,000 円/年・件（消費税及び地方消費税を除く）

<令和 2 年度以降>

- ・ 業務減少量：下水道への直結件数
- ・ 1 件当たり年間平均浄化槽汚泥取扱量：2 キロリットル/年
- ・ 1 キロリットル当たりの平均処理単価：20,000 円/キロリットル
- ・ 下水道への直結 1 件当たりの支援基礎額：2 キロリットル/年×20,000 円/キロリットル=40,000 円/年・件（消費税及び地方消費税を除く）

【し尿】

<平成 10 年度から令和元年度まで>

- ・ 業務減少量：下水道への直結件数
- ・ 1 件当たり年間平均し尿汲取量：2,885 リットル/年
- ・ 90 リットル当たりの処理単価：936 円/90 リットル
- ・ 下水道への直結 1 件当たりの支援基礎額：2,885 リットル/年×936 円/90 リットル=30,000 円/年・件（消費税及び地方消費税を除く）

<令和 2 年度以降>

- ・ 業務減少量：下水道への直結件数
- ・ 1 件あたり年間平均し尿汲取量：2,885 リットル/年
- ・ 90 リットル当たりの処理単価：1,248 円/90 リットル
- ・ 下水道への直結 1 件あたりの支援基礎額：2,885 リットル/年×1,248 円/90 リットル=40,000 円/年・件（消費税及び地方消費税を除く）



(6) 特記事項

ア 本合理化事業は、対象業者との協議調整を踏まえ平成 23 年度から実施していきますが、今後、適切に合理化事業を実施していくためにも、上記実施期間内において、「下水道の整備等に伴う合理化基本方針」（平成 10 年 2 月 12 日三重県策定）等の趣旨を踏まえ、「合理化問題に関する基本協定」（平成 11 年 3 月 24 日締結）に基づき、関係事業者等と協議のうえ、計画の見直しを検討することとします。

イ 上記実施期間経過後にあつては、実施期間中における公共下水道の整備状況等を勘案し、実施内容等について改めて検討することとします。

(別表 I - 1)

## し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬許可業者名簿

業 者 名	代表者名	住 所	電話番号	備 考
株式会社 津市環境公社	※R3.3.31まで 原田 日出夫 ※R3.4.1以降 原田 浩伸	津市住吉町1番10号	226-5181	
株式会社 フレンドサニタ リー	田中 正勝	津市雲出長常町1290番地	234-4692	
株式会社 朝日管清興業	倉田 年康	津市博多町4番38号	228-8340	

※令和3年2月8日に、令和3年4月1日より株式会社津市環境公社の代表者が原田浩伸へ変更となる旨の一般廃棄物収集運搬業変更届出書及び浄化槽清掃業許可申請書等記載事項変更届出書の提出があり、令和3年3月4日付で了承済み（津市環政第1345号）

(別表 I - 2)

下水道の直結件数及び予測値

年 度	平成10年度 (実績値)	平成11年度 (実績値)	平成12年度 (実績値)	平成13年度 (実績値)	平成14年度 (実績値)	平成15年度 (実績値)	平成16年度 (実績値)	平成17年度 (実績値)	平成18年度 (実績値)	平成19年度 (実績値)	平成20年度 (実績値)	平成21年度 (実績値)	平成22年度 (実績値)	平成23年度 (実績値)	平成24年度 (実績値)	平成25年度 (実績値)
直結件数(下水道)	8,622	9,423	10,299	13,366	15,003	16,734	18,047	19,864	20,673	20,877	22,101	23,094	24,694	25,834	26,936	27,524
直結件数(農集)	0	0	0	0	312	312	312	312	312	312	312	312	312	312	312	312
直結件数(合計)	8,622	9,423	10,299	13,366	15,315	17,046	18,359	20,176	20,985	21,189	22,413	23,406	25,006	26,146	27,248	27,836

年 度	平成26年度 (実績値)	平成27年度 (実績値)	平成28年度 (実績値)	平成29年度 (実績値)	平成30年度 (実績値)	令和元年度 (実績値)	令和2年度 (計画値)	令和3年度 (計画値)	令和4年度 (計画値)	令和5年度 (計画値)	令和6年度 (計画値)	令和7年度 (計画値)	令和8年度 (計画値)	令和9年度 (計画値)	令和10年度 (計画値)	令和11年度 (計画値)
直結件数(下水道)	28,074	28,861	30,222	30,725	31,112	31,112	32,193	33,314	33,920	34,575	34,809	35,096	35,305	35,514	35,540	36,056
直結件数(農集)	312	312	312	312	312	312	312	312	312	312	312	312	312	312	312	312
直結件数(合計)	28,386	29,173	30,534	31,037	31,424	31,424	32,505	33,626	34,232	34,887	35,121	35,408	35,617	35,826	35,852	36,368

※令和10年度及び令和11年度の直結件数(下水道)については、直近過去3年分の直結件数(下水道)の平均を前年度数値に加えたもの

※平成30年度以降の直結件数(下水道)については、業務転換した三重興業株分の直結件数(下水道)を減少したもの

別表 I - 3

合理化事業の実施方法

転換業務	業者名	契約方法	実施年度
一般家庭ごみ収集運搬業務	(株)津市環境公社	随意契約(地方自治法 施行令第167条の2第 1項第2号)	平成23年度から
一般家庭ごみ収集運搬業務	(株)フレントサニタリー		
農業集落排水処理施設維持管理業務	(株)朝日管清興業		
くろりんペーパー収集運搬配布業務	(株)フレントサニタリー		
資源ごみ拠点回収及びび搬出業務	(株)津市環境公社 (株)フレントサニタリー (株)朝日管清興業		
新規設置市営浄化槽保守点検業務	三重興業(株)		
市廃棄物収集運搬業務	(株)津市環境公社 (株)フレントサニタリー		
マンホールポンプ設備運転維持管理業務	(株)津市環境公社		
公共施設浄化槽保守点検業務	(株)フレントサニタリー		
帰属市営浄化槽保守点検業務	(株)津市環境公社 (株)フレントサニタリー (株)朝日管清興業		
			令和3年度から

第Ⅱ編 久居地域

## 1 目的

久居地域の下水道の普及により、一般廃棄物（し尿及び浄化槽汚泥）収集運搬業務は大きな影響を受けている中で、その対処は経営努力を基本としますが、下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法（以下「合特法」という。）の趣旨に基づき、本市においては、その経営に影響を与えると予測される時期において支援策を実施し、将来にわたりし尿及び浄化槽汚泥の適正な処理を確保するとともに、一般廃棄物（し尿及び浄化槽汚泥）収集運搬業者の業務の安定を保持することを目的として本計画を策定します。

## 2 久居地域の状況

本地域は、本市の東部エリアと中部エリアに跨って位置し、東西に細長く、西は布引連峰青山高原を背景に、東は、雲出川によって形成された沖積平野が広がり、緑豊かな地域となっています。

本地域の面積は、東西約 20km、南北約 6km、総面積約 68km<sup>2</sup>で、平成 30 年度末の人口は、44,651 人となっています。

## 3 一般廃棄物（し尿及び浄化槽汚泥）収集運搬業の沿革及び現在の状況

本地域では、し尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬について、許可制をとっており、別表Ⅱ-1 に掲げる 5 業者に許可しています。

本地域におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬業務については、昭和 41 年 4 月 1 日から一志郡衛生施設利用組合において、昭和 50 年 4 月 1 日から久居地区広域衛生施設組合（一志郡衛生施設利用組合は解散）において許可されていましたが、下水道の普及により関係市町村において合特法に基づく対応を図っていく必要性が出てきたことから、構成市町村に許可権が戻された平成 12 年 4 月から平成 18 年 1 月の市町村合併までの間は旧久居市において許可を行っていました。

本地域のし尿及び浄化槽汚泥の処理量は、平成 30 年度実績で 14,041k<sup>l</sup> となっています。

なお、本地域では、別表Ⅱ-1 に掲げる 5 業者以外に、限定許可業者として、許可権が構成市町村に戻された際に市内に参入していた業者のうち、100 人槽以上の大型浄化槽を顧客に持つ株式会社山口産業及び有限会社白山美杉一志合同清掃社の 2 社に対し、その経済的な影響を緩和するための措置として限定許可を行っており、この限定許可については、その顧客が下水道に直結するなどして消滅するまでの継続許可となっているため、本計画ではこれら限定許可業者を対象としないものとします。

## 4 下水道整備の見通し

本地域の公共下水道普及率は、平成30年度末で約66.9%となっています。今後は、津市下水道事業基本計画に基づき、順次公共下水道事業を進め、令和9年度で約71.3%の普及率を目指しています。

なお、本地域の集合処理区域では公共下水道事業のほかに共同汚水処理施設事業を実施しています。

また、集合処理区域外は合併処理浄化槽による個別処理区域となっており、特定地域生活排水処理施設事業（市営浄化槽事業）を進めています。

## 5 一般廃棄物（し尿及び浄化槽汚泥）収集運搬業の経営の見通し

本地域では、し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬は許可を受けた業者により実施されていますが、別表Ⅱ-2のとおり、津市下水道事業基本計画に基づく公共下水道の普及により、し尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬業者は影響を受け、業務の縮小又は廃止を余儀なくされると予測されます。

## 6 合理化事業の内容

## (1) 目標

本地域におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬に係る事業者について、下水道の整備により影響を受けることが予測されることから、合特法が目的とする事業者の経営の近代化と規模の適正を図るため、「合理化問題に関する基本協定」及び「ガイドライン」（平成11年3月24日）に基づき、支援策を実施します。

## (2) 対象

別表Ⅱ-1に掲げる許可業者を対象とします。

## (3) 実施期間

平成22年4月1日から令和12年3月31日までの20年間とします。

## (4) 支援策

本地域において、下水道の整備に伴い業務の縮小又は廃止を余儀なくされる一般廃棄物（し尿及び浄化槽汚泥）収集運搬業者に対し、次の支援策を実施します。

- ア 一般家庭ごみ収集運搬業務
- イ 市営浄化槽保守点検業務
- ウ 市廃棄物収集運搬業務
- エ マンホールポンプ設備運転維持管理業務
- オ 公共施設浄化槽保守点検業務

- カ 資源ごみ搬出業務
- キ 資源ごみ拠点回収業務
- ク 共同汚水処理施設維持管理業務
- ケ 排水施設維持管理業務
- コ 草刈り等業務
- サ その他支援業務

(5) 支援額の算定

三重県の「合理化問題に関する基本協定」及び「ガイドライン」（平成 11 年 3 月 24 日）に基づき、以下のとおり支援額の算定を行います。

ア 下水道への直結件数

本地域における、浄化槽及びし尿から下水道への直結件数は別表Ⅱ-2 のとおりです。

なお、算定の始期は、「ガイドライン」（平成 11 年 3 月 24 日）のとおりに平成 10 年度とします。

イ 支援額の算定方法

支援額は、下水道への直結件数を基礎として、1 件あたりの年間平均処理単価にて算出した額とします。

【浄化槽】

<平成 10 年度から令和元年度まで>

- ・ 業務減少量：下水道への直結件数
- ・ 1 件当りの年間平均浄化槽汚泥取扱量：2 キロリットル/年
- ・ 1 キロリットル当りの平均処理単価：15,000 円/キロリットル
- ・ 下水道への直結 1 件当りの支援基礎額：2 キロリットル/年×15,000 円/キロリットル=30,000 円/年・件（消費税及び地方消費税を除く）

<令和 2 年度以降>

- ・ 業務減少量：下水道への直結件数
- ・ 1 件当り年間平均浄化槽汚泥取扱量：2 キロリットル/年
- ・ 1 キロリットル当りの平均処理単価：20,000 円/キロリットル
- ・ 下水道への直結 1 件当りの支援基礎額：2 キロリットル/年×20,000 円/キロリットル=40,000 円/年・件（消費税及び地方消費税を除く）

【し尿】

<平成 10 年度から令和元年度まで>

- ・ 業務減少量：下水道への直結件数
- ・ 1 件当り年間平均し尿汲取量：2,885 リットル/年
- ・ 90 リットル当りの処理単価：936 円/90 リットル
- ・ 下水道への直結 1 件当りの支援基礎額：2,885 リットル/年×936 円



/90リットル≒30,000円/年・件（消費税及び地方消費税を除く）

<令和2年度以降>

- ・ 業務減少量：下水道への直結件数
- ・ 1件あたり年間平均し尿汲取量：2,885リットル/年
- ・ 90リットル当りの処理単価：1,248円/90リットル
- ・ 下水道への直結1件あたりの支援基礎額：2,885リットル/年×1,248円/90リットル≒40,000円/年・件（消費税及び地方消費税を除く）

(6) 特記事項

ア 本合理化事業は、対象業者との協議調整を踏まえ平成23年度から実施していきますが、今後、適切に合理化事業を実施していくためにも、上記実施期間内において、「下水道の整備等に伴う合理化基本方針」（平成10年2月12日三重県策定）等の趣旨を踏まえ、「合理化問題に関する基本協定」（平成11年3月24日締結）に基づき、関係事業者等と協議のうえ、計画の見直しを検討することとします。

イ 上記実施期間経過後にあつては、実施期間中における公共下水道の整備状況等を勘案し、実施内容等について改めて検討することとします。

(別表Ⅱ－1)

## し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬許可業者名簿

業 者 名	代表者名	住 所	電話番号	備 考
株式会社 マルキン	金森 政貴	津市久居明神町1615番地1	255-2003	
株式会社 マルジョウ	岩澤 理夫	津市森町1614番地2	255-4065	
株式会社 マルイチ環境サー ビス	倉田 勇人	津市久居北口町990番地44	255-5058	
株式会社 ICS	大森 裕紀	津市久居東鷹跡町53番地5	255-2430	
有限会社 シマガミ	島上 良二	津市木造町2101番地1	256-4995	

(別表Ⅱ-2)

下水道の直結件数及び予測値

年 度	平成10年度 (実績値)	平成11年度 (実績値)	平成12年度 (実績値)	平成13年度 (実績値)	平成14年度 (実績値)	平成15年度 (実績値)	平成16年度 (実績値)	平成17年度 (実績値)	平成18年度 (実績値)	平成19年度 (実績値)	平成20年度 (実績値)	平成21年度 (実績値)	平成22年度 (実績値)	平成23年度 (実績値)	平成24年度 (実績値)	平成25年度 (実績値)
直結件数(下水道)	2,012	2,488	2,954	4,834	5,904	6,570	7,069	8,398	8,974	9,282	9,956	10,252	10,360	10,453	10,600	10,775
直結件数(農集)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
直結件数(合計)	2,012	2,488	2,954	4,834	5,904	6,570	7,069	8,398	8,974	9,282	9,956	10,252	10,360	10,453	10,600	10,775

年 度	平成26年度 (実績値)	平成27年度 (実績値)	平成28年度 (実績値)	平成29年度 (実績値)	平成30年度 (実績値)	令和元年度 (実績値)	令和2年度 (計画値)	令和3年度 (計画値)	令和4年度 (計画値)	令和5年度 (計画値)	令和6年度 (計画値)	令和7年度 (計画値)	令和8年度 (計画値)	令和9年度 (計画値)	令和10年度 (計画値)	令和11年度 (計画値)
直結件数(下水道)	10,959	11,083	11,164	11,258	11,396	11,732	13,222	13,308	13,462	13,610	13,672	13,734	13,796	13,858	13,877	13,939
直結件数(農集)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
直結件数(合計)	10,959	11,083	11,164	11,258	11,396	11,732	13,222	13,308	13,462	13,610	13,672	13,734	13,796	13,858	13,877	13,939

※令和10年度及び令和11年度の直結件数(下水道)については、直近過去3年分の直結件数(下水道)の平均を前年度数値に加えたもの

別表Ⅱ－3

合理化事業の実施方法

転換業務	業者名	契約方法	実施年度
一般家庭ごみ収集運搬業務 市廃棄物収集運搬業務	(株) マルキン	随意契約（地方自治 法施行令第167条 の2第1項第2号）	平成22年度から
一般家庭ごみ収集運搬業務	(株) ICS		
一般家庭ごみ収集運搬業務 資源ごみ搬出業務	(株) マルジョウ		
一般家庭ごみ収集運搬業務 資源ごみ拠点回収業務	(株) マルイチ環境サービス		
資源ごみ拠点回収業務	(有) シマガミ		
くるりんペーパー収集運搬配送業務	(株) マルジョウ		
公共施設浄化槽保守点検業務	(株) マルキン		
マンホールポンプ設備運転維持管理業務	(株) マルジョウ		
公共施設浄化槽保守点検業務 市廃棄物収集運搬業務	(株) マルイチ環境サービス		
資源ごみ搬出業務	(株) ICS		
新規設置市営浄化槽保守点検業務	(株) マルキン (株) マルジョウ (株) マルイチ環境サービス (株) ICS		
排水施設汚泥引抜収集運搬業務	(株) マルキン		
排水施設維持管理業務	(株) マルキン		
共同汚水処理施設維持管理業務	(株) マルキン		
草刈り等業務	(株) マルキン		
帰属市営浄化槽保守点検業務	(株) マルキン (株) マルジョウ (株) マルイチ環境サービス (株) ICS	令和3年度から	
排水施設維持管理業務	(株) マルジョウ	令和3年度から	

第Ⅲ編 安芸美地域

## 1 目的

安芸美地域(平成18年1月1日の市町村合併前に芸濃町であった芸濃地域、美里村であった美里地域及び安濃町であった安濃地域の3地域が令和元年8月1日に統合)の下水道の普及により、一般廃棄物(し尿及び浄化槽汚泥)収集運搬業務は大きな影響を受けている中で、その対処は経営努力を基本としますが、下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法(以下「合特法」という。)の趣旨に基づき、本市においては、その経営に影響を与えると予測される時期において支援策を実施し、将来にわたりし尿及び浄化槽汚泥の適正な処理を確保するとともに、一般廃棄物(し尿及び浄化槽汚泥)収集運搬業者の業務の安定を保持することを目的として本計画を策定します。

## 2 安芸美地域の状況

本地域は、本市の北部エリアに位置し、北は亀山市、西は伊賀市に接し、伊勢湾に流下する2級河川安濃川が流れています。

本地域の総面積は約151k㎡で、平成30年度末の人口は22,514人となっています。

## 3 一般廃棄物(し尿及び浄化槽汚泥)収集運搬業の沿革及び現在の状況

本地域では、し尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬について、許可制をとっており、別表Ⅲ-1に掲げる3業者に許可しています。

本地域におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬業務については、安濃地域においては安濃地域を許可区域とする有限会社大森清掃社が実施し、芸濃地域においては芸濃地域を許可区域とする有限会社芸濃清掃社が実施し、美里地域においては美里地域を許可区域とする有限会社芦富が実施しています。

本地域のし尿及び浄化槽汚泥の処理量は、平成30年度実績で11,899k1となっています。

## 4 下水道整備の見通し

本地域の公共下水道普及率は、平成30年度末で約32.6%となっています。

今後は、津市下水道事業基本計画に基づき、順次公共下水道事業を進め、令和9年度で約46.7%の普及率を目指しています。

なお、本地域の集合処理区域では公共下水道事業のほかに農業集落排水事業及び共同汚水処理施設事業を実施しています。

また、集合処理区域外は合併処理浄化槽による個別処理区域となっており、特定地域生活排水処理施設事業(市営浄化槽事業)を進めています。

5 一般廃棄物（し尿及び浄化槽汚泥）収集運搬業の経営の見通し

本地域では、し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬は許可を受けた業者により実施されていますが、別表Ⅲ-2のとおり、津市下水道事業基本計画に基づく公共下水道の普及及び農業集落排水事業の実施により、し尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬業者は影響を受け、業務の縮小又は廃止を余儀なくされると予測されます。

6 合理化事業の内容

(1) 目標

本地域におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬に係る事業者について、下水道の整備により影響を受けることが予測されることから、合特法が目的とする事業者の経営の近代化と規模の適正を図るため、「合理化問題に関する基本協定」及び「ガイドライン」（平成11年3月24日）に基づき、支援策を実施します。

(2) 対象

別表Ⅲ-1に掲げる許可業者を対象とします。

(3) 実施期間

平成22年4月1日から令和12年3月31日までの20年間とします。

(4) 支援策

本地域において、下水道の整備に伴い業務の縮小又は廃止を余儀なくされる一般廃棄物（し尿及び浄化槽汚泥）収集運搬業者に対し、次の支援策を実施します。

- ア 一般家庭ごみ収集運搬業務
- イ 農業集落排水処理施設維持管理業務
- ウ 市営浄化槽保守点検業務
- エ 市廃棄物収集運搬業務
- オ マンホールポンプ設備運転維持管理業務
- カ 公共施設浄化槽保守点検業務
- キ 資源ごみ拠点回収及び搬出業務
- ク 共同汚水処理施設維持管理業務
- ケ 公共施設排水枿清掃業務
- コ 公共下水道施設(特環・単独)維持管理業務
- サ その他支援業務

(5) 支援額の算定

三重県の「合理化問題に関する基本協定」及び「ガイドライン」（平成11

年3月24日)に基づき、以下のとおり支援額の算定を行います。

ア 下水道への直結件数

本地域における、浄化槽及びし尿から下水道への直結件数は別表Ⅲ-2のとおりです。

なお、算定の始期は、「ガイドライン」(平成11年3月24日)のとおりに平成10年度とします。

イ 支援額の算定方法

支援額は、下水道への直結件数を基礎として、1件あたりの年間平均処理単価にて算出した額とします。

【浄化槽】

<平成10年度から令和元年度まで>

- ・ 業務減少量：下水道への直結件数
- ・ 1件当たりの年間平均浄化槽汚泥取扱量：2キロリットル/年
- ・ 1キロリットル当たりの平均処理単価：15,000円/キロリットル
- ・ 下水道への直結1件当たりの支援基礎額： $2\text{キロリットル/年} \times 15,000\text{円/キロリットル} = 30,000\text{円/年} \cdot \text{件}$  (消費税及び地方消費税を除く)

<令和2年度以降>

- ・ 業務減少量：下水道への直結件数
- ・ 1件当たり年間平均浄化槽汚泥取扱量：2キロリットル/年
- ・ 1キロリットル当たりの平均処理単価：20,000円/キロリットル
- ・ 下水道への直結1件当たりの支援基礎額： $2\text{キロリットル/年} \times 20,000\text{円/キロリットル} = 40,000\text{円/年} \cdot \text{件}$  (消費税及び地方消費税を除く)

【し尿】

<平成10年度から令和元年度まで>

- ・ 業務減少量：下水道への直結件数
- ・ 1件当たり年間平均し尿汲取量：2,885リットル/年
- ・ 90リットル当たりの処理単価：936円/90リットル
- ・ 下水道への直結1件当たりの支援基礎額： $2,885\text{リットル/年} \times 936\text{円/90リットル} \div 90\text{リットル} \approx 30,000\text{円/年} \cdot \text{件}$  (消費税及び地方消費税を除く)

<令和2年度以降>

- ・ 業務減少量：下水道への直結件数
- ・ 1件あたり年間平均し尿汲取量：2,885リットル/年
- ・ 90リットル当たりの処理単価：1,248円/90リットル
- ・ 下水道への直結1件あたりの支援基礎額： $2,885\text{リットル/年} \times 1,248\text{円/90リットル} \div 90\text{リットル} \approx 40,000\text{円/年} \cdot \text{件}$  (消費税及び地方消費税を除く)

(6) 特記事項



- ア 本合理化事業は、対象業者との協議調整を踏まえ平成 23 年度から実施していきますが、今後、適切に合理化事業を実施していくためにも、上記実施期間内において、「下水道の整備等に伴う合理化基本方針」（平成 10 年 2 月 12 日三重県策定）等の趣旨を踏まえ、「合理化問題に関する基本協定」（平成 11 年 3 月 24 日締結）に基づき、関係事業者等と協議のうえ、計画の見直しを検討することとします。
- イ 上記実施期間経過後にあっては、実施期間中における公共下水道の整備状況等を勘案し、実施内容等について改めて検討することとします。

(別表Ⅲ－１)

し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬許可業者名簿

業 者 名	代表者名	住 所	電話番号	備 考
有限会社 大森清掃社	大森 清忠	津市安濃町妙法寺102番地	268-2936	
有限会社 芸濃清掃社	白塚山和也	芸濃町椋本4 1 2 番地	265-2250	
有限会社 芦富	芦田 和也	津市美里町五百野1 6 5 1 番地9	279-8800	

(別表Ⅲ-2)

下水道の直結件数及び予測値

年度	平成10年度 (実績値)	平成11年度 (実績値)	平成12年度 (実績値)	平成13年度 (実績値)	平成14年度 (実績値)	平成15年度 (実績値)	平成16年度 (実績値)	平成17年度 (実績値)	平成18年度 (実績値)	平成19年度 (実績値)	平成20年度 (実績値)	平成21年度 (実績値)	平成22年度 (実績値)	平成23年度 (実績値)	平成24年度 (実績値)	平成25年度 (実績値)
直結件数(下水道)	0	0	0	297	488	520	686	835	858	956	1,384	1,475	1,575	1,601	1,652	1,693
直結件数(農集)	1,075	1,413	1,560	1,746	1,970	2,608	2,608	2,653	2,653	2,653	2,653	2,653	2,653	2,653	2,653	2,653
直結件数(合計)	1,075	1,413	1,560	2,043	2,458	3,128	3,294	3,488	3,511	3,609	4,037	4,128	4,228	4,254	4,305	4,346

年度	平成26年度 (実績値)	平成27年度 (実績値)	平成28年度 (実績値)	平成29年度 (実績値)	平成30年度 (実績値)	令和元年度 (実績値)	令和2年度 (計画値)	令和3年度 (計画値)	令和4年度 (計画値)	令和5年度 (計画値)	令和6年度 (計画値)	令和7年度 (計画値)	令和8年度 (計画値)	令和9年度 (計画値)	令和10年度 (計画値)	令和11年度 (計画値)
直結件数(下水道)	1,733	1,791	1,897	2,003	2,463	2,769	3,161	3,626	4,598	4,618	4,638	4,658	4,678	4,698	4,718	4,738
直結件数(農集)	2,653	2,653	2,653	2,653	2,653	2,653	2,653	2,653	2,653	2,653	2,653	2,653	2,653	2,653	2,653	2,653
直結件数(合計)	4,386	4,444	4,550	4,656	5,116	5,422	5,814	6,279	7,251	7,271	7,291	7,311	7,331	7,351	7,371	7,391

※令和10年度及び令和11年度の直結件数(下水道)については、直近過去3年分の直結件数(下水道)の平均を前年度数値に加えたもの

※上記数値は、安芸美地域、芸濃地域及び美里地域の件数を加えたもの

別表Ⅲ－3

合理化事業の実施方法

転換業務	業者名	契約方法	実施年度
農業集落排水処理施設維持管理業務	(有) 芸濃清掃社	随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）	平成9年から
農業集落排水処理施設維持管理業務	(有) 大森清掃社		平成17年から
公共施設浄化槽保守点検業務	(有) 芸濃清掃社		平成19年から
一般家庭ごみ収集運搬業務	(有) 芦富		平成20年から
公共下水道施設（特環）維持管理業務	(有) 芸濃清掃社		平成23年度から 平成24年度まで
公共施設浄化槽保守点検業務	(有) 芦富		平成25年度から
共同汚水処理施設維持管理業務	(有) 芦富		平成27年度から
農業集落排水処理施設維持管理業務	(有) 芸濃清掃社 (有) 大森清掃社		平成28年度から
公共下水道施設維持管理業務	(有) 芸濃清掃社 (有) 大森清掃社		平成30年度から
公共施設浄化槽保守点検業務	(有) 大森清掃社		平成31年度から
新規設置市営浄化槽保守点検業務	(有) 芸濃清掃社 (有) 大森清掃社		令和2年度から
資源ごみ拠点回収及び搬出業務	(有) 芦富		令和3年度から
公共下水道施設（特環）維持管理業務	(有) 芸濃清掃社 (有) 大森清掃社		
共同汚水処理施設維持管理業務	(有) 大森清掃社		
市営浄化槽保守点検業務	(有) 芦富		
公共施設排水桝清掃業務	(有) 芸濃清掃社 (有) 芦富		
帰属市営浄化槽保守点検業務	(有) 芦富 (有) 芸濃清掃社 (有) 大森清掃社		

第IV編 香良洲地域

## 1 目的

香良洲地域の下水道の普及により、一般廃棄物（し尿及び浄化槽汚泥）収集運搬業務は大きな影響を受けている中で、その対処は経営努力を基本としますが、下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法（以下「合特法」という。）の趣旨に基づき、本市においては、その経営に影響を与えると予測される時期において支援策を実施し、将来にわたりし尿及び浄化槽汚泥の適正な処理を確保するとともに、一般廃棄物（し尿及び浄化槽汚泥）収集運搬業者の業務の安定を保持することを目的として本計画を策定します。

## 2 香良洲地域の状況

本地域は、本市の東部エリアに位置し、東を伊勢湾に臨む三角州の地形です。

本地域の総面積は約 3.9k m<sup>2</sup>で、平成 30 年度末の人口は、4,589 人となっています。

## 3 一般廃棄物（し尿及び浄化槽汚泥）収集運搬業の沿革及び現在の状況

本地域では、し尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬について、許可制をとっており、別表Ⅳ-1 に掲げる 1 業者に許可しています。

本地域におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬業務については、昭和 41 年 4 月 1 日から一志郡衛生施設利用組合において、昭和 50 年 4 月 1 日から久居地区広域衛生施設組合（一志郡衛生施設利用組合は解散）において許可されていましたが、下水道の普及により関係市町村において合特法に基づく対応を図っていく必要性が出てきたことから、構成市町村に許可権が戻された平成 12 年 4 月から平成 18 年 1 月の市町村合併までの間は旧香良洲町において許可を行っていました。

平成 18 年 1 月 1 日の市町村合併時においては、2 業者（株式会社 I C S、香良洲清掃）により実施してきた中、香良洲清掃が平成 23 年 3 月 31 日をもって業務転換（転廃業助成金交付）して以降は 1 業者により実施しています。

本地域のし尿及び浄化槽汚泥の処理量は、平成 30 年度実績で 293k1 となっています。

## 4 下水道整備の見通し

本地域の公共下水道普及率は、平成 30 年度末で約 99.7%となっており、公共下水道の整備はほぼ完了している状況です。

5 一般廃棄物（し尿及び浄化槽汚泥）収集運搬業の経営の見通し

本地域では、し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬は許可を受けた業者により実施されていますが、別表IV-2のとおり、津市下水道事業基本計画に基づく公共下水道の普及により、し尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬業者は影響を受け、業務の縮小又は廃止を余儀なくされています。

6 合理化事業の内容

(1) 目標

本地域におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬に係る事業者について、下水道の整備により影響を受けることが予測されることから、合特法が目的とする事業者の経営の近代化と規模の適正を図るため、「合理化問題に関する基本協定」及び「ガイドライン」（平成11年3月24日）に基づき、支援策を実施します。

(2) 対象

別表IV-1に掲げる許可業者を対象とします。

(3) 実施期間

平成22年4月1日から令和12年3月31日までの20年間とします。

(4) 支援策

本地域において、下水道の整備に伴い業務の縮小又は廃止を余儀なくされる一般廃棄物（し尿及び浄化槽汚泥）収集運搬業者に対し、次の支援策を実施します。

- ア 一般家庭ごみ収集業務
- イ 市廃棄物収集業務
- ウ その他支援業務

(5) 支援額の算定

三重県の「合理化問題に関する基本協定」及び「ガイドライン」（平成11年3月24日）に基づき、以下のとおり支援額の算定を行います。

ア 下水道への直結件数

本地域における、浄化槽及びし尿から下水道への直結件数は別表IV-2のとおりです。

なお、算定の始期は、「ガイドライン」（平成11年3月24日）のとおり平成10年度とします。

イ 支援額の算定方法

支援額は、下水道への直結件数を基礎として、1件あたりの年間平均処理単価にて算出した額とします。

【浄化槽】

<平成10年度から令和元年度まで>

- ・ 業務減少量：下水道への直結件数
- ・ 1件当りの年間平均浄化槽汚泥取扱量：2キロリットル/年
- ・ 1キロリットル当りの平均処理単価：15,000円/キロリットル
- ・ 下水道への直結1件当りの支援基礎額：2キロリットル/年×15,000円/キロリットル=30,000円/年・件（消費税及び地方消費税を除く）

<令和2年度以降>

- ・ 業務減少量：下水道への直結件数
- ・ 1件当り年間平均浄化槽汚泥取扱量：2キロリットル/年
- ・ 1キロリットル当りの平均処理単価：20,000円/キロリットル
- ・ 下水道への直結1件当りの支援基礎額：2キロリットル/年×20,000円/キロリットル=40,000円/年・件（消費税及び地方消費税を除く）

#### 【し尿】

<平成10年度から令和元年度まで>

- ・ 業務減少量：下水道への直結件数
- ・ 1件当り年間平均し尿汲取量：2,885リットル/年
- ・ 90リットル当りの処理単価：936円/90リットル
- ・ 下水道への直結1件当りの支援基礎額：2,885リットル/年×936円/90リットル≒30,000円/年・件（消費税及び地方消費税を除く）

<令和2年度以降>

- ・ 業務減少量：下水道への直結件数
- ・ 1件あたり年間平均し尿汲取量：2,885リットル/年
- ・ 90リットル当りの処理単価：1,248円/90リットル
- ・ 下水道への直結1件あたりの支援基礎額：2,885リットル/年×1,248円/90リットル≒40,000円/年・件（消費税及び地方消費税を除く）

#### (6) 特記事項

- ア 本合理化事業は、対象業者との協議調整を踏まえ平成23年度から実施していきませんが、今後、適切に合理化事業を実施していくためにも、上記実施期間内において、「下水道の整備等に伴う合理化基本方針」（平成10年2月12日三重県策定）等の趣旨を踏まえ、「合理化問題に関する基本協定」（平成11年3月24日締結）に基づき、関係事業者等と協議のうえ、計画の見直しを検討することとします。
- イ 上記実施期間経過後にあっては、実施期間中における公共下水道の整備状況等を勘案し、実施内容等について改めて検討することとします。
- ウ 一般廃棄物の処理業務等の歴史性、関係性の中で支援の必要性、内



容等の検討を行い、平成元年7月25日付け衛環第103号環境整備課長通知の別紙の計算式を踏まえ、転廃業を助成する措置を講じます。

(別表IV-1)

## し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬許可業者名簿

業 者 名	代表者名	住 所	電話番号	備 考
株式会社 ICS	大森裕紀	津市久居東鷹跡町53番地5	059-255-2430	

(別表Ⅳ-2)

下水道の直結件数及び予測値

年度	平成10年度 (実績値)	平成11年度 (実績値)	平成12年度 (実績値)	平成13年度 (実績値)	平成14年度 (実績値)	平成15年度 (実績値)	平成16年度 (実績値)	平成17年度 (実績値)	平成18年度 (実績値)	平成19年度 (実績値)	平成20年度 (実績値)	平成21年度 (実績値)	平成22年度 (実績値)	平成23年度 (実績値)	平成24年度 (実績値)	平成25年度 (実績値)
直結件数(下水道)	861	907	955	1,020	1,141	1,203	1,274	1,323	1,354	1,362	1,415	1,415	283	283	283	283
直結件数(農集)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
直結件数(合計)	861	907	955	1,020	1,141	1,203	1,274	1,323	1,354	1,362	1,415	1,415	283	283	283	283

年度	平成26年度 (実績値)	平成27年度 (実績値)	平成28年度 (実績値)	平成29年度 (実績値)	平成30年度 (実績値)	令和元年度 (実績値)	令和2年度 (計画値)	令和3年度 (計画値)	令和4年度 (計画値)	令和5年度 (計画値)	令和6年度 (計画値)	令和7年度 (計画値)	令和8年度 (計画値)	令和9年度 (計画値)	令和10年度 (計画値)	令和11年度 (計画値)
直結件数(下水道)	291	294	298	311	313	317	362	362	362	362	362	362	362	362	362	362
直結件数(農集)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
直結件数(合計)	291	294	298	311	313	317	362	362	362	362	362	362	362	362	362	362

※令和10年度及び令和11年度の直結件数(下水道)については、直近過去3年分の直結件数(下水道)の平均を前年度数値に加えたもの

※平成22年度以降の直結件数(下水道)については、業務転換した香良洲清掃分の直結件数(下水道)を減少したものと

別表IV-3

合理化事業の実施方法

	業者名	契約方法	実施年度
一般家庭ごみ収集運搬業務	(株) ICS	随意契約（地方自治法施行令第16条の2第1項第2号）	平成22年度から
くるりんペーパー収集運搬配布業務			平成23年度から 平成24年度まで
市廃棄物収集運搬業務			平成25年度から
その他支援	業者名	実施年度	備考
転廃業助成金	香良洲清掃	平成22年度	

第V編 一志地域

## 1 目的

一志地域の下水道の普及により、一般廃棄物（し尿及び浄化槽汚泥）収集運搬業務は大きな影響を受けている中で、その対処は経営努力を基本としますが、下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法（以下「合特法」という。）の趣旨に基づき、本市においては、その経営に影響を与えると予測される時期において支援策を実施し、将来にわたりし尿及び浄化槽汚泥の適正な処理を確保するとともに、一般廃棄物（し尿及び浄化槽汚泥）収集運搬業者の業務の安定を保持することを目的として本計画を策定します。

## 2 一志地域の状況

本地域は、本市の中部エリアに位置し、南は矢頭山に続く丘陵山地で松阪市と接し、平野では波瀬川、雲出川沿いに肥沃な農地が広がり、緑豊かな地域となっています。

本地域の面積は、東西約 7km、南北約 13km、総面積約 47.6km<sup>2</sup>で、平成 30 年度末の人口は、15,224 人となっています。

## 3 一般廃棄物（し尿及び浄化槽汚泥）収集運搬業の沿革及び現在の状況

本地域では、し尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬について、許可制をとっており、別表V-1に掲げる3業者に許可しています。

本地域におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬業務については、昭和 41 年 4 月 1 日から一志郡衛生施設利用組合において、昭和 50 年 4 月 1 日から久居地区広域衛生施設組合（一志郡衛生施設利用組合は解散）において許可されていましたが、下水道の普及により関係市町村において合特法に基づく対応を図っていく必要性が出てきたことから、構成市町村に許可権が戻された平成 12 年 4 月から平成 18 年 1 月の市町村合併までの間は旧一志町において許可を行っていました。

本地域のし尿及び浄化槽汚泥の処理量は、平成 30 年度実績で 3,556k1 となっています。

なお、本地域では、別表V-1に掲げる3業者以外に、限定許可業者として、許可権が構成市町村に戻された際に市内に参入していた業者のうち、100人槽以上の大型浄化槽を顧客に持つ株式会社マルイチ環境サービスに対し、その経済的な影響を緩和するための措置として限定許可を行っており、この限定許可については、その顧客が下水道に直結するなどして消滅するまでの継続許可となっているため、本計画では当該限定許可業者を対象としないものとします。

## 4 下水道整備の見通し

本地域の公共下水道普及率は、平成30年度末で約81.9%となっており、公共下水道の整備は他地域と比べ進んでいる状況です。

なお、本地域の集合処理区域では公共下水道事業のほかに農業集落排水事業を実施しています。

また、集合処理区域外は合併処理浄化槽による個別処理区域となっており、特定地域生活排水処理施設事業（市営浄化槽事業）を進めています。

## 5 一般廃棄物（し尿及び浄化槽汚泥）収集運搬業の経営の見通し

本地域では、し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬は許可を受けた業者により実施されていますが、別表V-2のとおり、津市下水道事業基本計画に基づく公共下水道の普及及び農業集落排水事業の実施により、し尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬業者は影響を受け、業務の縮小又は廃止を余儀なくされると予測されます。

## 6 合理化事業の内容

## (1) 目標

本地域におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬に係る事業者について、下水道の整備により影響を受けることが予測されることから、合特法が目的とする事業者の経営の近代化と規模の適正を図るため、「合理化問題に関する基本協定」及び「ガイドライン」（平成11年3月24日）に基づき、支援策を実施します。

## (2) 対象

別表V-1に掲げる許可業者を対象とします。

## (3) 実施期間

平成24年4月1日から令和12年3月31日までの18年間とします。

## (4) 支援策

本地域において、下水道の整備に伴い業務の縮小又は廃止を余儀なくされる一般廃棄物（し尿及び浄化槽汚泥）収集運搬業者に対し、次の支援策を実施します。

- ア 一般家庭ごみ収集運搬業務
- イ 農業集落排水処理施設維持管理業務
- ウ 市営浄化槽保守点検業務
- エ 市廃棄物収集運搬業務
- オ マンホールポンプ設備運転維持管理業務

- カ 公共施設浄化槽保守点検業務
- キ 資源ごみ拠点回収及び搬出業務
- ク 公共施設排水柵清掃業務
- ケ 公共施設貯水槽清掃業務
- コ その他の支援業務

(5) 支援額の算定

三重県の「合理化問題に関する基本協定」及び「ガイドライン」(平成11年3月24日)に基づき、以下のとおり支援額の算定を行います。

ア 下水道への直結件数

本地域における、浄化槽及びし尿から下水道への直結件数は別表V-2のとおりです。

なお、算定の始期は、「ガイドライン」(平成11年3月24日)のとおりに平成10年度とします。

イ 支援額の算定方法

支援額は、下水道への直結件数を基礎として、1件あたりの年間平均処理単価にて算出した額とします。

【浄化槽】

<平成10年度から令和元年度まで>

- ・ 業務減少量：下水道への直結件数
- ・ 1件当りの年間平均浄化槽汚泥取扱量：2キロリットル/年
- ・ 1キロリットル当りの平均処理単価：15,000円/キロリットル
- ・ 下水道への直結1件当りの支援基礎額：2キロリットル/年×15,000円/キロリットル=30,000円/年・件(消費税及び地方消費税を除く)

<令和2年度以降>

- ・ 業務減少量：下水道への直結件数
- ・ 1件当り年間平均浄化槽汚泥取扱量：2キロリットル/年
- ・ 1キロリットル当りの平均処理単価：20,000円/キロリットル
- ・ 下水道への直結1件当りの支援基礎額：2キロリットル/年×20,000円/キロリットル=40,000円/年・件(消費税及び地方消費税を除く)

【し尿】

<平成10年度から令和元年度まで>

- ・ 業務減少量：下水道への直結件数
- ・ 1件当り年間平均し尿汲取量：2,885リットル/年
- ・ 90リットル当りの処理単価：936円/90リットル
- ・ 下水道への直結1件当りの支援基礎額：2,885リットル/年×936円/90リットル=30,000円/年・件(消費税及び地方消費税を除く)



<令和2年度以降>

- ・ 業務減少量：下水道への直結件数
- ・ 1件あたり年間平均し尿汲取量：2,885リットル/年
- ・ 90リットル当りの処理単価：1,248円/90リットル
- ・ 下水道への直結1件あたりの支援基礎額：2,885リットル/年×1,248円/90リットル÷40,000円/年・件（消費税及び地方消費税を除く）

(6) 特記事項

ア 本合理化事業は、対象業者との協議調整を踏まえ平成23年度から実施していきますが、今後、適切に合理化事業を実施していくためにも、上記実施期間内において、「下水道の整備等に伴う合理化基本方針」（平成10年2月12日三重県策定）等の趣旨を踏まえ、「合理化問題に関する基本協定」（平成11年3月24日締結）に基づき、関係事業者等と協議のうえ、計画の見直しを検討することとします。

イ 上記実施期間経過後にあつては、実施期間中における公共下水道の整備状況等を勘案し、実施内容等について改めて検討することとします。

(別表V-1)

## し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬許可業者名簿

業 者 名	代表者名	住 所	電話番号	備 考
株式会社 山口産業	山口 行治	津市一志町高野2608番地2	293-5809	
株式会社 マルキン	金森 政貴	津市久居明神1615番地1	255-2003	
有限会社 白山美杉一志合同 清掃社	中田 洸一郎	津市白山町川口3402番地7	262-3447	

(別表V-2)

下水道の直結件数及び予測値

年 度	平成10年度 (実績値)	平成11年度 (実績値)	平成12年度 (実績値)	平成13年度 (実績値)	平成14年度 (実績値)	平成15年度 (実績値)	平成16年度 (実績値)	平成17年度 (実績値)	平成18年度 (実績値)	平成19年度 (実績値)	平成20年度 (実績値)	平成21年度 (実績値)	平成22年度 (実績値)	平成23年度 (実績値)	平成24年度 (実績値)	平成25年度 (実績値)
直結件数(下水道)	462	527	602	1,158	1,242	1,402	1,586	2,089	2,695	2,736	3,216	3,273	3,476	3,499	3,729	3,828
直結件数(農集)	61	61	61	61	61	61	61	61	61	61	61	61	61	61	61	61
直結件数(合計)	523	588	663	1,219	1,303	1,463	1,647	2,150	2,756	2,797	3,277	3,334	3,537	3,560	3,790	3,889

年 度	平成26年度 (実績値)	平成27年度 (実績値)	平成28年度 (実績値)	平成29年度 (実績値)	平成30年度 (実績値)	令和元年度 (実績値)	令和2年度 (計画値)	令和3年度 (計画値)	令和4年度 (計画値)	令和5年度 (計画値)	令和6年度 (計画値)	令和7年度 (計画値)	令和8年度 (計画値)	令和9年度 (計画値)	令和10年度 (計画値)	令和11年度 (計画値)
直結件数(下水道)	3,957	4,073	4,165	4,259	4,695	4,777	5,076	5,076	5,076	5,076	5,076	5,076	5,076	5,076	5,076	5,076
直結件数(農集)	61	61	61	61	61	61	61	61	61	61	61	61	61	61	61	61
直結件数(合計)	4,018	4,134	4,226	4,320	4,756	4,838	5,137	5,137	5,137	5,137	5,137	5,137	5,137	5,137	5,137	5,137

別表V-3

合理化事業の実施方法

代替業務	業者名	契約方法	実施年度
一般家庭ごみ収集運搬業務	(株) 山口産業 (有) 白山美杉一志合同清掃社	随意契約（地方自治 法施行令第167条 の2第1項第2号）	平成24年度から
農業集落排水処理施設維持管理業務	(株) マルキン		平成24年度
くるりんペーパー収集運搬配布業務			平成25年度から
市廃棄物収集運搬業務	(株) 山口産業 (有) 白山美杉一志合同清掃社		平成26年度から
公共施設浄化槽保守点検業務	(有) 白山美杉一志合同清掃社		平成27年度から
資源ごみ拠点回収及び搬出業務	(株) 山口産業 (有) 白山美杉一志合同清掃社 (株) マルキン		
新規設置市営浄化槽保守点検業務	(株) 山口産業		平成28年度から
市廃棄物収集運搬業務	(株) マルキン		令和元年度から
マンホールポンプ設備運転維持管理業務	(株) マルキン		令和2年度から
公共施設貯水槽清掃業務	(株) 山口産業		令和3年度から
公共施設排水樹清掃業務	(株) 山口産業 (有) 白山美杉一志合同清掃社 (株) マルキン		

第VI編 白山地域

## 1 目的

白山地域の下水道の普及により、一般廃棄物（し尿及び浄化槽汚泥）収集運搬業務は大きな影響を受けている中で、その対処は経営努力を基本としますが、下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法（以下「合特法」という。）の趣旨に基づき、本市においては、その経営に影響を与えると予測される時期において支援策を実施し、将来にわたりし尿及び浄化槽汚泥の適正な処理を確保するとともに、一般廃棄物（し尿及び浄化槽汚泥）収集運搬業者の業務の安定を保持することを目的として本計画を策定します。

## 2 白山地域の状況

本地域は、本市の中部エリアに位置し、北西は室生赤目青山国定公園の青山高原の稜線を境にして伊賀市と接し、中央では布引山系を源流とした河川が雲出川に合流し、沿岸には肥沃な耕地が開け、集落が形成されています。本地域の面積は、東西約 14km、南北約 13km、総面積約 111.8km<sup>2</sup>で、平成 30 年度末の人口は、10,770 人となっています。

## 3 一般廃棄物（し尿及び浄化槽汚泥）収集運搬業の沿革及び現在の状況

本地域では、し尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬について、許可制をとっており、別表VI-1に掲げる 1 業者に許可しています。

本地域におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬業務については、昭和 41 年 4 月 1 日から一志郡衛生施設利用組合において、昭和 50 年 4 月 1 日から久居地区広域衛生施設組合（一志郡衛生施設利用組合は解散）において許可されていましたが、下水道の普及により関係市町村において合特法に基づく対応を図っていく必要性が出てきたことから、構成市町村に許可権が戻された平成 12 年 4 月から平成 18 年 1 月の市町村合併までの間は旧白山町において許可を行っていました。

本地域のし尿及び浄化槽汚泥の処理量は、平成 30 年度実績で 5,528k1 となっています。

## 4 下水道整備の見通し

本地域の公共下水道普及率は、平成 30 年度末で約 31.3%となっています。今後は、津市下水道事業基本計画に基づき、順次公共下水道事業を進め、令和 9 年度で約 39.4%の普及率を目指しています。

また、本地域では、公共下水道による集合処理の区域外は合併処理浄化槽による個別処理区域となっており、特定地域生活排水処理施設事業（市営浄

化槽事業)を進めています。

## 5 一般廃棄物（し尿及び浄化槽汚泥）収集運搬業の経営の見通し

本地域では、し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬は許可を受けた業者により実施されていますが、別表VI-2のとおり、津市下水道事業基本計画に基づく公共下水道の普及により、し尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬業者は影響を受け、業務の縮小又は廃止を余儀なくされると予測されます。

## 6 合理化事業の内容

### (1) 目標

本地域におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬に係る事業者について、下水道の整備により影響を受けることが予測されることから、合特法が目的とする事業者の経営の近代化と規模の適正を図るため、「合理化問題に関する基本協定」及び「ガイドライン」（平成11年3月24日）に基づき、支援策を実施します。

### (2) 対象

別表VI-1に掲げる許可業者を対象とします。

### (3) 実施期間

平成24年4月1日から令和12年3月31日までの18年間とします。

### (4) 支援策

本地域において、下水道の整備に伴い業務の縮小又は廃止を余儀なくされる一般廃棄物（し尿及び浄化槽汚泥）収集運搬業者に対し、次の支援策を実施します。

- ア 一般家庭ごみ収集運搬業務
- イ 市営浄化槽保守点検業務
- ウ 市廃棄物収集運搬業務
- エ その他支援業務

### (5) 支援額の算定

三重県の「合理化問題に関する基本協定」及び「ガイドライン」（平成11年3月24日）に基づき、以下のとおり支援額の算定を行います。

#### ア 下水道への直結件数

本地域における、浄化槽及びし尿から下水道への直結件数は別表VI-2のとおりです。

なお、算定の始期は、「ガイドライン」（平成11年3月24日）のとおりに平成10年度とします。

#### イ 支援額の算定方法

支援額は、下水道への直結件数を基礎として、1件あたりの年間平均処理単価にて算出した額とします。

#### 【浄化槽】

<平成10年度から令和元年度まで>

- ・ 業務減少量：下水道への直結件数
- ・ 1件当たりの年間平均浄化槽汚泥取扱量：2キロリットル/年
- ・ 1キロリットル当たりの平均処理単価：15,000円/キロリットル
- ・ 下水道への直結1件当たりの支援基礎額：2キロリットル/年×15,000円/キロリットル=30,000円/年・件（消費税及び地方消費税を除く）

<令和2年度以降>

- ・ 業務減少量：下水道への直結件数
- ・ 1件当たり年間平均浄化槽汚泥取扱量：2キロリットル/年
- ・ 1キロリットル当たりの平均処理単価：20,000円/キロリットル
- ・ 下水道への直結1件当たりの支援基礎額：2キロリットル/年×20,000円/キロリットル=40,000円/年・件（消費税及び地方消費税を除く）

#### 【し尿】

<平成10年度から令和元年度まで>

- ・ 業務減少量：下水道への直結件数
- ・ 1件当たり年間平均し尿汲取量：2,885リットル/年
- ・ 90リットル当たりの処理単価：936円/90リットル
- ・ 下水道への直結1件当たりの支援基礎額：2,885リットル/年×936円/90リットル≒30,000円/年・件（消費税及び地方消費税を除く）

<令和2年度以降>

- ・ 業務減少量：下水道への直結件数
- ・ 1件あたり年間平均し尿汲取量：2,885リットル/年
- ・ 90リットル当たりの処理単価：1,248円/90リットル
- ・ 下水道への直結1件あたりの支援基礎額：2,885リットル/年×1,248円/90リットル≒40,000円/年・件（消費税及び地方消費税を除く）

#### (6) 特記事項

ア 本合理化事業は、対象業者との協議調整を踏まえ平成23年度から実施していきますが、今後、適切に合理化事業を実施していくためにも、上記実施期間内において、「下水道の整備等に伴う合理化基本方針」（平成10年2月12日三重県策定）等の趣旨を踏まえ、「合理化問題に関する基本協定」（平成11年3月24日締結）に基づき、関係事業者等と協議のうえ、計画の見直しを検討することとします。

イ 上記実施期間経過後にあっては、実施期間中における公共下水道の



整備状況等を勘案し、実施内容等について改めて検討することとします。

(別表VI-1)

## し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬許可業者名簿

業 者 名	代表者名	住 所	電話番号	備 考
有限会社 白山美杉一志合同 清掃社	中田洗一郎	津市白山町川口3402番地7	262-3447	

(別表VI-2)

下水道の直結件数及び予測値

年 度	平成10年度 (実績値)	平成11年度 (実績値)	平成12年度 (実績値)	平成13年度 (実績値)	平成14年度 (実績値)	平成15年度 (実績値)	平成16年度 (実績値)	平成17年度 (実績値)	平成18年度 (実績値)	平成19年度 (実績値)	平成20年度 (実績値)	平成21年度 (実績値)	平成22年度 (実績値)	平成23年度 (実績値)	平成24年度 (実績値)	平成25年度 (実績値)
直結件数(下水道)	291	307	324	350	354	354	434	472	498	568	779	843	910	919	941	977
直結件数(農集)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
直結件数(合計)	291	307	324	350	354	354	434	472	498	568	779	843	910	919	941	977

年 度	平成26年度 (実績値)	平成27年度 (実績値)	平成28年度 (実績値)	平成29年度 (実績値)	平成30年度 (実績値)	令和元年度 (実績値)	令和2年度 (計画値)	令和3年度 (計画値)	令和4年度 (計画値)	令和5年度 (計画値)	令和6年度 (計画値)	令和7年度 (計画値)	令和8年度 (計画値)	令和9年度 (計画値)	令和10年度 (計画値)	令和11年度 (計画値)
直結件数(下水道)	1,004	1,250	1,271	1,333	1,396	1,404	1,814	1,814	1,814	1,828	1,842	1,856	1,870	1,884	1,896	1,910
直結件数(農集)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
直結件数(合計)	1,004	1,250	1,271	1,333	1,396	1,404	1,814	1,814	1,814	1,828	1,842	1,856	1,870	1,884	1,896	1,910

別表VI-3

合理化事業の実施方法

代替業務	業者名	契約方法	実施年度
一般家庭ごみ収集運搬業務	(有) 白山美杉一志合同清掃社	随意契約（地方自治 法施行令第167条 の2第1項第2号）	平成24年度から
市廃棄物収集運搬業務			平成25年度から
新規設置市営浄化槽保守点検業務			平成27年度から
帰属市営浄化槽保守点検業務			令和3年度から

第Ⅶ編 美杉地域

## 1 目的

美杉地域における下水道整備により、一般廃棄物（し尿及び浄化槽汚泥）収集運搬業務は影響を受けている中で、その対処は経営努力を基本としますが、下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法（以下「合特法」という。）の趣旨に基づき、本市においては、その経営に影響を与えると予測される時期において支援策を実施し、将来にわたりし尿及び浄化槽汚泥の適正な処理を確保するとともに、一般廃棄物（し尿及び浄化槽汚泥）収集運搬業者の業務の安定を保持することを目的として本計画を策定します。

## 2 美杉地域の状況

本地域は、本市の南部エリアに位置し、南は松阪市、西は奈良県に接しています。

本地域の総面積は約 206.7 km<sup>2</sup>で、平成 30 年度末の人口は、4,237 人となっています。

## 3 一般廃棄物（し尿及び浄化槽汚泥）収集運搬業の沿革及び現在の状況

本地域では、し尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬について、許可制をとっており、別表Ⅶ-1 に掲げる 1 業者に許可しています。

本地域におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬業務については、昭和 41 年 4 月 1 日から一志郡衛生施設利用組合において、昭和 50 年 4 月 1 日から久居地区広域衛生施設組合（一志郡衛生施設利用組合は解散）において許可されていましたが、下水道の普及により関係市町村において合特法に基づく対応を図っていく必要性が出てきたことから、構成市町村に許可権が戻された平成 12 年 4 月から平成 18 年 1 月の市町村合併までの間は旧美杉村において許可を行っていました。

本地域のし尿及び浄化槽汚泥の処理量は、平成 30 年度実績で 4,638k1 となっています。

## 4 下水道整備の見通し

本地域は、農業集落排水事業が実施されており、対象地域において整備はほぼ完了している状況です。

また、本地域では、農業集落排水による集合処理の区域外は合併処理浄化槽による個別処理区域となっており、特定地域生活排水処理施設事業（市営浄化槽事業）を進めています。

5 一般廃棄物（し尿及び浄化槽汚泥）収集運搬業の経営の見通し

本地域では、し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬は許可を受けた業者により実施されていますが、別表Ⅶ-2のとおり、農業集落排水事業の実施により、し尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬業者は影響を受け、業務の縮小又は廃止を余儀なくされています。

6 合理化事業の内容

(1) 目標

本地域におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬に係る事業者について、下水道の整備により影響を受けることが予測されることから、合特法が目的とする事業者の経営の近代化と規模の適正を図るため、「合理化問題に関する基本協定」及び「ガイドライン」（平成11年3月24日）に基づき、支援策を実施します。

(2) 対象

別表Ⅶ-1に掲げる許可業者を対象とします。

(3) 実施期間

平成25年4月1日から令和12年3月31日までの17年間とします。

(4) 支援策

本地域において、下水道の整備に伴い業務の縮小又は廃止を余儀なくされる一般廃棄物（し尿及び浄化槽汚泥）収集運搬業者に対し、次の支援策を実施します。

- ア 市営浄化槽保守点検業務
- イ 市廃棄物収集運搬業務
- ウ 公共施設浄化槽保守点検業務
- エ その他支援業務

(5) 支援額の算定

三重県の「合理化問題に関する基本協定」及び「ガイドライン」（平成11年3月24日）に基づき、以下のとおり支援額の算定を行います。

ア 下水道への直結件数

本地域における、浄化槽及びし尿から下水道への直結件数は別表Ⅶ-2のとおりです。

なお、算定の始期は、「ガイドライン」（平成11年3月24日）のとおり平成10年度とします。

イ 支援額の算定方法

支援額は、下水道への直結件数を基礎として、1件あたりの年間平均処理単価にて算出した額とします。

【浄化槽】

<平成10年度から令和元年度まで>

- ・ 業務減少量：下水道への直結件数
- ・ 1件当りの年間平均浄化槽汚泥取扱量：2キロリットル/年
- ・ 1キロリットル当りの平均処理単価：15,000円/キロリットル
- ・ 下水道への直結1件当りの支援基礎額：2キロリットル/年×15,000円/キロリットル=30,000円/年・件（消費税及び地方消費税を除く）

<令和2年度以降>

- ・ 業務減少量：下水道への直結件数
- ・ 1件当り年間平均浄化槽汚泥取扱量：2キロリットル/年
- ・ 1キロリットル当りの平均処理単価：20,000円/キロリットル
- ・ 下水道への直結1件当りの支援基礎額：2キロリットル/年×20,000円/キロリットル=40,000円/年・件（消費税及び地方消費税を除く）

【し尿】

<平成10年度から令和元年度まで>

- ・ 業務減少量：下水道への直結件数
- ・ 1件当り年間平均し尿汲取量：2,885リットル/年
- ・ 90リットル当りの処理単価：936円/90リットル
- ・ 下水道への直結1件当りの支援基礎額：2,885リットル/年×936円/90リットル≒30,000円/年・件（消費税及び地方消費税を除く）

<令和2年度以降>

- ・ 業務減少量：下水道への直結件数
- ・ 1件あたり年間平均し尿汲取量：2,885リットル/年
- ・ 90リットル当りの処理単価：1,248円/90リットル
- ・ 下水道への直結1件あたりの支援基礎額：2,885リットル/年×1,248円/90リットル≒40,000円/年・件（消費税及び地方消費税を除く）

(6) 特記事項

ア 本合理化事業は、対象業者との協議調整を踏まえ平成23年度から実施していきますが、今後、適切に合理化事業を実施していくためにも、上記実施期間内において、「下水道の整備等に伴う合理化基本方針」（平成10年2月12日三重県策定）等の趣旨を踏まえ、「合理化問題に関する基本協定」（平成11年3月24日締結）に基づき、関係事業者等と協議のうえ、計画の見直しを検討することとします。

イ 上記実施期間経過後にあっては、実施期間中における公共下水道の整備状況等を勘案し、実施内容等について改めて検討することとします。



(別表Ⅶ－１)

## し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬許可業者名簿

業 者 名	代表者名	住 所	電話番号	備 考
美杉清掃社	山 際 智 也	津市美杉町八知5461番地	272-0868	

(別表Ⅶ-2)

下水道の直結件数及び予測値

年 度	平成10年度 (実績値)	平成11年度 (実績値)	平成12年度 (実績値)	平成13年度 (実績値)	平成14年度 (実績値)	平成15年度 (実績値)	平成16年度 (実績値)	平成17年度 (実績値)	平成18年度 (実績値)	平成19年度 (実績値)	平成20年度 (実績値)	平成21年度 (実績値)	平成22年度 (実績値)	平成23年度 (実績値)	平成24年度 (実績値)	平成25年度 (実績値)
直結件数(下水道)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
直結件数(農集)	25	25	25	25	25	25	130	130	130	130	130	130	130	130	130	130
直結件数(合計)	25	25	25	25	25	25	130	130	130	130	130	130	130	130	130	130

年 度	平成26年度 (実績値)	平成27年度 (実績値)	平成28年度 (実績値)	平成29年度 (実績値)	平成30年度 (実績値)	令和元年度 (実績値)	令和2年度 (計画値)	令和3年度 (計画値)	令和4年度 (計画値)	令和5年度 (計画値)	令和6年度 (計画値)	令和7年度 (計画値)	令和8年度 (計画値)	令和9年度 (計画値)	令和10年度 (計画値)	令和11年度 (計画値)
直結件数(下水道)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
直結件数(農集)	130	130	130	130	130	130	130	130	130	130	130	130	130	130	130	130
直結件数(合計)	130	130	130	130	130	130	130	130	130	130	130	130	130	130	130	130

別表Ⅶ-3

合理化事業の実施方法

代替業務	業者名	契約方法	実施年度
市廃棄物収集運搬業務	美杉清掃社	随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）	平成25年度から
新規設置市営浄化槽保守点検業務			平成27年度から
公共施設浄化槽保守点検業務			平成29年度から
帰属市営浄化槽保守点検業務			令和3年度から
公共施設排水柵清掃業務			令和3年度から